鹿屋市告示第 148 号

鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　4　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　3　月　31　日　　決　裁

鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市遠方分娩施設出産応援助成金交付要綱（令和７年鹿屋市告示第183号）の一部を次のように改正する。

第１条中「妊婦」を「妊産婦等」に改め、「妊娠・出産」の次に「・子育て」を加える。

第２条第３号中「妊婦１人につき、当該妊婦」を「妊産婦又は乳幼児（以下「妊産婦等」という。）１人につき、当該対象者」に、「周産期母子医療センター」を「周産期母子医療センター等」に改める。

第３条第１号中「妊婦」を「妊産婦等」に改め、同条第２号を次のように改める。

(2) 医学的な理由等により、周産期母子医療センター等で健康診査及び分娩する必要がある妊産婦等であって、住所地から最も近い周産期母子医療センター等（当該妊産婦等の受入が可能な周産期母子医療センター等に限る。以下同じ。）までおおむね60分以上の移動時間を要する者

第３条の次に次の１条を加える。

第３条の２　助成金の種類は、次に定めるものとする。

(1) 妊婦健康診査にかかる分娩取扱施設への交通費

(2) 出産時の入院にかかる分娩取扱施設への交通費及び宿泊費

(3) 産婦健康診査にかかる分娩取扱施設への交通費

(4) １か月児健康診査及び乳児（９－11か月児）健康診査にかかる周産期母子医療センター等への交通費

第４条第１号中「（タクシーを除く。）」を削り、同条に次の２号を加える。

(3) 産婦健康診査にかかる分娩取扱施設への交通費　公共交通機関（タクシーを除く。）又は自家用車での移動手段により移動した場合は、条例に準じて算出した額（公共交通機関の利用の場合は、実費を上限とする。）に0.8を乗じて得た額とし、助成の回数は２回を上限とする。

(4) １か月児健康診査及び乳児（９－11か月）健康診査にかかる周産期母子医療センター等への交通費　　公共交通機関（タクシーを除く。）又は自家用車での移動手段により移動した場合は、条例に準じて算出した額（公共交通機関の利用の場合は、実費を上限とする。）に0.8を乗じて得た額とし、助成の回数は各１回を上限とする。

第５条第１項中「（以下「申請者」という。）は、」の次に「鹿屋市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年鹿屋市条例第224号）に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）による申請又は」を加え、同条第２項中「出産日以降から行うことができるものとし、申請期限は出産日の翌日から起算して６か月経過する日の属する月の末日までとする。」を「次のとおりとする。」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第３条の２第１号、第２号及び第３号で示す区分については、出産日以降から行うことができるものとし、申請期限は出産日の翌日から起算して６か月経過する日の属する月の末日までとする。この場合において、申請者は対象者本人とする。

(2) 第３条の２第４号で示す区分については、受診日以降から行うことができるものとし、申請期限は受診日の翌日から起算して６か月経過する日の属する月の末日までとする。この場合において、申請者は同居する養育者とする。

第６条第１項中「決定し、」の次に「電子情報処理組織による処分通知又は」を加え、同条第３項中「取り下げ」を「取下げ」に改める。

別記第１号様式及び別記第２号様式を次のように改める。

別記

第１号様式（第５条関係）

申請日　　年　　月　　日

鹿屋市長　　様

鹿屋市遠方分娩施設出産応援事業交付申請書兼請求書

鹿屋市遠方分娩施設出産応援事業における助成金の交付を受けたいので、以下に記載された同意・誓約事項の全てを同意した上で、鹿屋市遠方分娩施設出産応援事業実施要綱第５条の規定により関係書類を添えて申請及び請求します。

１　申請者

氏　　名		続柄	□ 本人（子の母）　□ 夫（子の父） □ その外の養育者（　　）
住　　所 （電話）	（　　）		

２　助成金の申請

申請額合計	円
申請理由	□ 医学的な理由等により、移動時間が住所地からおおむね 60 分以上かかる周産期母子医療センター等で健診受診及び分娩する必要があるため。
里帰り出産	□ 該当なし　□ 該当あり ［里帰り先住所］ （　　様方 ） ［里帰り先の居住地から出産医療機関までの所要時間］ おおむね　　分

（※　助成額は、鹿屋市遠方分娩施設出産応援事業実施要綱第５条により算出された額となります。）

〈申請内容〉

妊産婦助成			乳幼児助成		
［助成対象者］			［助成対象児］		
出産予定日 （出産日）			生年月日		
医療機関名			医療機関名		
種　　別	回数 （回）	合計金額 （円）	種　　別	回数 （回）	合計金額 （円）
□ 妊 婦 健 診			□ １か月児健診		
□ 分　　娩 （交 通 費）			□ 9-11 か月児健診		
□ 分　　娩 （宿 泊 費）					
□ 産 婦 健 診					
合計金額	円		**合計金額**	円	

（※　助成額は、鹿屋市遠方分娩施設出産応援事業実施要綱第５条により算出された額となります。）

－裏面－

3　振込先金融機関口座　　（注 振込先の口座は、申請者兼請求者名義の口座を記入すること。）

金融機関名		支店名	
種　　目		口座番号	
口座名義人	（カタカナで記入）		

4　同意・誓約事項について

□　以下に表記された同意・確認事項の全てに同意します。

［同意・誓約事項］

□　伴走型相談支援を受けることに同意します。

□　他市区町から当該申請に係る助成金に相当する交付を受けていません。

□　助成対象者の要件の審査のため、市が他の自治体等に対し、申請に係る情報を照会又は提供すること及び医療機関等に対し、受診内容等を照会することについて同意します。

□　この申請書は、市において交付決定した後に助成金の請求書として取り扱います。

□　市が交付決定をした後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により、助成金の支払いが完了せず、かつ、市が定める期限までに申請（請求）者に連絡確認ができない場合は、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

□　助成金の交付後、申請（請求）者がその要件に該当しないことが判明したときは、助成金を返還します。

［添付書類］

□　「医学的な理由等」を認めると判断できる書類(母子健康手帳、妊婦健康診査受診票や医師の診断書、診療情報提供書等)の写し
□　交通費・宿泊費の領収書又は領収書に類する書類の写し
□　里帰り先の居住地の住所を示す公的な書類（里帰りしている場合のみ）
□　振込口座が確認できるものの写し

第２号様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鹿屋市長

鹿屋市遠方分娩施設出産応援事業交付決定（却下）通知書

年　　月　　日付けで申請がありました鹿屋市遠方分娩施設出産応援事業実施要綱による鹿屋市遠方分娩施設出産応援事業に係る助成金について、下記のとおり交付決定（却下）いたしましたので通知します。

記

□　次の額を助成します。

交付決定総額	円

［交付決定内容内訳］

妊産婦助成			乳幼児助成		
［氏名］			［氏名］		
種　　別	回数（回）	合計金額（円）	種　　別	回数（回）	合計金額（円）
□　妊婦健康診査			□　１か月児健診		
□　分娩（交通費）			□　９−11か月児健診		
□　分娩（宿泊費）					
□　産婦健康診査					
合計金額	円		合計金額	円	

支払予定日	年　　月　　日　（予定）

（注）　交付金は「鹿屋市遠方分娩施設出産応援事業交付申請書兼請求書」で申請いただいた口座に振込みます。なお、市が交付決定をした後、申請書兼請求書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、交付決定した日の属する翌月末までに連絡確認ができない場合は、市は当該申請が取下げられたものとみなします。

□　下記の理由により助成の該当はありませんでした。

［非該当の理由］

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。